第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

七一・〇一	第七一・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
七一・〇二―七一・一一	第七一・〇二項から第七一・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七一・〇二項から第七一・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一・一二	第七一・一二項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
七一・一三	第七一・一三項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一一四・一一	第七一一四・一一号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七一一四・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一一四・一九―七一一六・二〇	第七一一四・一九号から第七一一六・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一一四・一九号から第七一一六・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一・一七―七一・一八	第七一・一七項若しくは第七一・一八項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七一・一七項又は第七一・一八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一五部　卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）

第七二類　鉄鋼

七二〇一・一〇―七二〇三・九〇	第七二〇一・一〇号から第七二〇三・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七二〇一・一〇号から第七二〇三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二・〇四	第七二・〇四項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
七二〇五・一〇―七二一九・九〇	第七二〇五・一〇号から第七二一九・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七二〇五・一〇号から第七二一九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七三類　鉄鋼製品

七三〇一・一〇―七三二三・〇〇	第七三〇一・一〇号から第七三二三・〇〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三〇一・一〇号から第七三二三・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三・一四―七三・一五	第七三・一四項若しくは第七三・一五項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三・一四項又は第七三・一五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三一六・〇〇―七三二〇・九〇	第七三一六・〇〇号から第七三二〇・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三一六・〇〇号から第七三二〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三・二二	第七三・二二項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三・二二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二一・一一―七三二二・九〇	第七三二一・一一号から第七三二二・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三二一・一一号から第七三二二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三・二三―七三・二五	第七三・二三項から第七三・二五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三・二三項から第七三・二五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二六・一一―七三二六・九〇	第七三二六・一一号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三二六・一一号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七四類　銅及びその製品

七四・〇一―七四・〇三	第七四・〇一項から第七四・〇三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七四・〇一項から第七四・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七四・〇四	第七四・〇四項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
七四・〇五―七四・一九	第七四・〇五項から第七四・一九項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七四・〇五項から第七四・一九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七五類　ニッケル及びその製品

七五・〇一―七五・〇二	第七五・〇一項若しくは第七五・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七五・〇一項又は第七五・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七五・〇三	第七五・〇三項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
七五・〇四―七五・〇八	第七五・〇四項から第七五・〇八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七五・〇四項から第七五・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七六類　アルミニウム及びその製品

七六・〇一	第七六・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七六・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七六・〇二	第七六・〇二項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
七六・〇三―七六・一六	第七六・〇三項から第七六・一六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七六・〇三項から第七六・一六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七八類　鉛及びその製品

七八・〇一	第七八・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七八・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七八・〇二	第七八・〇二項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
七八・〇四―七八・〇六	第七八・〇四項若しくは第七八・〇六項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七八・〇四項又は第七八・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。